



【インド】2013 年 8 月 10 日 インド新会社法案が下院に続いて上院も通過。50 年以上ぶりの改正 が遂に現実には！

現行のインド会社法は、1956 年以來の古い体系を 50 年以上も維持したまま改正を重ねて来たため、重複規定等による混乱を招いてきたと言われてきました。新会社法案はこれまでも幾度となく議論されつつ、なかなか実現には至りませんでした。

今回の新会社法案も、昨年 2012 年 12 月 18 日にインド連邦議会の下院（ローク・サバー:Lok Sabha）を通過したのち 7 ヶ月以上もの期間が経過していました。しかし、2013 年 8 月 8 日 17 時 16 分に、遂に上院（ラージャ・サバー：Rajya Sabha）を通過しました。この後は、大統領署名と公布の手続を残すのみとなります。¹

新会社法案は、変化の激しい実務環境にあわせて近代化・グローバル化を図り、また今後の技術的・法律的な発展をも見据えて作成されたといわれ、先進的な内容も導入されています。また、株主民主主義を確保し、企業の説明責任や社会的責任に対する問題意識に応えるとともに、同時に事業者にとって使いやすい条項も導入しています。

新会社法案は、29 章・470 条と 7 つの添付資料から成ります。そのうち主だったポイントを以下で紹介します。特にご関心が高いと思われる事項を下線で示しています。

1. 会社設立・増資に関する規定

- 新たに株主 1 名の非公開会社（1 人会社）が認められることになりました。なお、1 人会社の取締役数は最低 1 名とされています。
- 現行会社法における非公開会社の株式の上限は 50 名ですが、新会社法では最大 200 まで認められることになりました。
- 休眠会社（dormant companies）の概念が新たに導入されました。将来のプロジェクトや資産・知的財産の保管のために用いることが想定されています。

¹ なお、これら残りの手続の時期についての確定的な情報は未だ無く、引き続き注意が必要です。過去には 2 ～3 ヶ月で完了した例もあれば 12 ヶ月かかったような例もあります。また、細則等に詳細を委ねている条項もありますし、条項によっては経過措置が設けられる可能性もあります。



- これまで自由に設定できた会社の会計年度が統一され、4月1日から3月31日までとなります。これと異なる期間を設定するには、会社法審判所（National Company Law Tribunal）の承認が必要となります。
- 現行会社法は株式と社債（Debenture）についてのみ規定していましたが、新会社法では、その他あらゆる種類の証券が同法の規定に服することになります。
- 公開会社が公募により証券を発行する際に必要とされる目論見書（prospectus）の記載内容が、これまでよりも詳細になります。目論見書（prospectus）の条項を変更するには株主総会の特別決議が必要になり、かつ、同意しない株主に対してエクジットの機会を与える必要があります。
- 会社（公開会社・非公開会社を問わず）による証券発行の方法の1つとして、私募（private placement）の定義と手続規定が定められています。
- 会社が既存株主以外（従業員に対するストックオプションの場合を含みます。）に新株を発行するには、既存株主の特別決議が必要になります。
- 優先株の議決権に関し、配当が2年以上滞った場合には全ての事項について議決権が認められます。

2. マネジメントやアドミニストレーションに関する規定

- 上場・非上場にかかわらず、株主総会において書面による議決権行使が可能となります。さらに、中央政府が今後定める一定のタイプの会社には、電磁的方法による議決権行使が認められます。
- 中間配当は、かかる配当の直前の四半期末時点で損失を抱えていた場合には、過去3年の平均配当率を上回って行うことはできません。
- 上場会社は、設立人と上位10名の株式の保有株式数に変更があった場合には、15日以内に届出を行う義務を負います。
- 第1回目の定時株主総会は、最初の会計年度の終了から9ヶ月以内（現行法では18ヶ月以内）に開催する必要があります。

3. 監査役や財務諸表に関する規定

- 設立後最初の定時株主総会において監査役を選任する必要があり、この監査役は、6回目の定時株主総会の終了までを任期とし、その後も6回目の定時株主総会毎に任期が満了します。監査役の選任は、毎年、定時株主総会において追認が必要になります。（※現行では設立後1ヶ月以内の選任が必要とされています。）
- 上場会社その他特定の種類の会社は、個人の監査役は5年毎、監査事務所の場合は10年毎に入れ替える必要があります。
- 財務諸表の定義には、貸借対照表・損益計算書・キャッシュフロー計算書が含まれます。



- 監査役が、当該会社・親会社・子会社に対して特定のサービスを直接・間接に提供することは禁止されます。
- 監査事務所のパートナーの責任が強化され、例えば、新会社法その他の法律に基づく民事上・刑事上の責任を事務所と連帯して負う事になります。

4. 取締役に関する規定

- 最低 1 人の取締役は、インド居住者（前暦年に 182 日以上滞在した者）でなければなりません。
- 一定のタイプ（今後定められます。）の会社は、最低 1 人の女性取締役を選任する必要があります。
- 取締役は、ビデオ会議その他一定の AV 機器を用いた方法（今後定められます。）で取締役会に出席することができ、かかる出席は定足数にもカウントされます。
- 上場会社および一定のタイプの会社（今後定められます。）の取締役の最低 3 分の 1 は、独立取締役（independent directors）であることが必要となります。²
- 取締役のタイプによって責任の範囲が変わり、例えば独立取締役の責任は限定されます。
- 個人が取締役の地位に立つ事のできる会社の数は最大 20 社で、うち公開会社については最大 10 社に限られます。
- 取締役会は 1 年に最低 4 回、120 日以上の間隔を置かずに開催することが求められます。

5. コーポレートガバナンスに関する規定

- 上場会社および一定のタイプの会社（今後定められます。）は、監査委員会・報酬委員会・指名委員会の設置が求められます。
- 株主・社債権者・証券保有者数が 1,000 を超える会社は、非業務執行取締役（non-executive director）を議長とし、その他取締役会により選任されたメンバーからなるステークホルダー対応委員会（Stakeholders Relationship Committee）の設置義務を負います。
- 取締役に対する貸付けに対する中央政府の承認は必要ありません。
- 関係者取引に対する中央政府承認は必要ありません。
- 取締役や経営陣による会社発行証券の先物取引やインサイダー取引は禁止されます。
- 金庫株は禁止されます。
- 一定の例外を除き、投資用の会社を 2 段階経由して投資を行うことは原則として禁止されます。
- 上場会社や一定のタイプの会社には、内部告発制度（法案上は vigil mechanism と呼ばれています。）の導入が求められます。（詳細は今後定められます。）

² この改正には 1 年の猶予期間が定められています。



- インドの会社と外国会社（ただし、中央政府が指定する国・地域において設立された会社に限られます。）との間のクロスボーダーの合併が認められることになります。

6. その他、以下のような規定が設けられています。

- 企業の社会的責任に関する規定
 - 1 会計年度で純資産 50 億ルピー以上・売上 100 億ルピー以上・純利益 5000 万ルピー以上を計上した会社は、3 人以上の取締役（うち 1 人以上は独立取締役）で構成される社会的責任委員会（Social Responsibility Committee）を設けなければなりません。
また、このような会社は、社会的責任ポリシーを定め、また、毎会計年度中に、直近 3 会計年度の平均純利益の最低 2% を同ポリシーに従って使用する義務を負います。
この義務に違反した場合には取締役会報告書の中で理由を添えて報告する必要があります。
- 一定の株主が損害賠償・補償・行為差止等を求めて行うクラスアクション制度に関する規定
- 不正行為（fraud）に関する規定
- 財務状況の不健全化とその再生に関する手続規定³
- 会社法高等審判所（National Company Law Appellate Tribunal）の構成変更に関する規定
- 中央政府による迅速裁判に向けた特別裁判所の設置裁量に関する規定
- 中央政府による調停機関の設置に関する規定
- 新会社法に基づく資産価値等の評価に際して登録査定人（registered valuer）による評価を必要とする規定。

³ 現行法及び Sick Industrial Companies Act は適用範囲を「industrial company」に限定していましたが、これが一般化・合理化されました。



本レターの内容は、インド現地法律事務所「KNM & Partners, Law Offices」の協力を得て、新会社法に関する速報としてお送りしています。今後、細則等関連法規を含むより詳細な内容や追加情報についても随時アップデートする予定です。

本レターは、参考情報として提供しているもので、法的助言を構成するものではありません。本レターの内容に関するお問い合わせや、その他インド法に関する個別具体的なお質問は、下記までご連絡ください。

松田綜合法律事務所

インドプラクティスグループ

担当：水谷嘉伸 mizutani@jmatsuda-law.com

高垣勲 takagaki@jmatsuda-law.com

久保達弘 kubo@jmatsuda-law.com



松田綜合法律事務所 | MATSUDA & PARTNERS

〒100-0004 東京都千代田区大手町二丁目6番1号 朝日生命大手町ビル7階

電話：03-3272-0101 FAX：03-3272-0102

URL：http://www.jmatsuda-law.com E-mail：info@jmatsuda-law.com